

君津市通学路安全対策協議会設置要領

(設置)

第1条 君津市立小・中学校の通学路に関する要綱（平成17年君津市教育委員会告示第4号）第5条第3項の規定により、通学路（同要綱第2条に規定する通学路をいう。以下同じ。）における安全対策等について協議し、通学路の安全確保を促進するため、君津市通学路安全対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 通学路の安全対策に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、通学路に関し必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 君津警察署交通課長
- (2) 君津土木事務所維持課長
- (3) 君津市PTA連絡協議会代表者
- (4) 君津市校長会代表者
- (5) 市民環境部市民活動支援課
- (6) 建設部道路保全課長
- (7) 建設部道路建設課長
- (8) 教育部長
- (9) 教育部次長
- (10) 教育部副参事

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、教育部長の職にある者をもって充てる。

2 副委員長は、教育部次長の職にある者をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 委員長は、必要と認める者を会議に出席させ、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、教育部学校教育課において処理する。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って別に定める。

附 則

この要領は、平成26年 3月 1日から施行する。

この要領は、平成28年11月 1日から施行する。

この要領は、平成29年 6月 1日から

君津市通学路安全対策協議会設置要領

(設置)

第1条 君津市立小・中学校の通学路に関する要綱（平成17年君津市教育委員会告示第4号）第5条第3項の規定により、通学路（同要綱第2条に規定する通学路をいう。以下同じ。）における安全対策等について協議し、通学路の安全確保を促進するため、君津市通学路安全対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 通学路の安全対策に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、通学路に関し必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 君津警察署交通課長
- (2) 君津土木事務所維持課長
- (3) 君津市PTA連絡協議会代表者
- (4) 君津市校長会代表者
- (5) 市民環境部市民活動支援課長
- (6) 建設部道路保全課長
- (7) 建設部道路建設課長
- (8) 教育部長
- (9) 教育部次長
- (10) 教育部副参事

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、教育部長の職にある者をもって充てる。

2 副委員長は、教育部次長の職にある者をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 委員長は、必要と認める者を会議に出席させ、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、教育部学校教育課において処理する。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って別に定める。

附 則

この要領は、平成26年 3月 1日から施行する。

この要領は、平成28年11月 1日から施行する。

この要領は、平成29年 6月 1日から施行する。